



公益財団法人福岡アジア都市研究所

## 令和7年度 市民まちづくり研究部員募集要項

### I. 趣旨

公益財団法人福岡アジア都市研究所(以下「研究所」)は、各界各層の協力と連携のもと都市経営の視点と長期的展望に立った都市政策を研究する機関であり、「都市政策に関する調査研究」「都市政策に関する情報の収集、分析、加工、発信」「人材育成」「アジアとのネットワーク形成」を柱に事業を進めています。

この市民まちづくり研究(部)員受入事業は、市民の方々に、自主的な立場での研究を通して、まちづくりへの認識を深め、また、交流の輪を広げることにより、まちづくりのリーダーとなっていただくことを目的としています。

### II. 研究テーマ

#### 「災害に強い福岡のまちをつくろう～安心して暮らせるまちをめざした地域防災～」

全国的に大規模地震や豪雨災害が頻発しており、福岡市においても博多湾から中心部を走る警固断層を震源とした都市直下型の地震が起きた場合、約3万人の避難者が出ると予測されています。

そのような中、福岡市では天神ビッグバンや博多コネクテッドによる耐震性の高い先進的な建物の強化に加え、学校体育館へのエアコン整備や避難所のトイレ、キッチン、ベッドに関する備品拡充による環境改善、効果的な情報発信などに取り組んでいます。

国内外から様々な人々が集まる本市において、誰もが安心して暮らせる、災害に強いまちづくりには、日頃からの備えに加え災害発生時の行動計画や支援体制など、地域における防災力の強化が必要です。そこで、テクノロジーの活用、市民参加型の防災訓練・防災教育の充実、官民連携の強化など、様々な視点から地域防災のあり方について調査・研究に取り組んでいただきます。

### III. 応募条件

- 1)福岡市または福岡都市圏にお住まい、または福岡市内に通勤・通学している満18歳以上(高校生不可)の方で、月1回程度の定例会(平日)に参加でき、かつ、研究テーマに関する自主的なグループ研究活動を完遂できる方。
- 2)居住地における市区町村に係る徴収金(市区町村税及び延滞金等)に滞納がない方。
- 3)福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員でない方。
- 4)暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでない方。

### IV. 応募手続き等

#### 1. 募集人数

最大10名程度を選考し、複数人でのグループ研究とします。また、グループでの応募も可。

#### 2. 募集期間

令和7年5月7日(水)～5月30日(金) 必着

【裏面へ続く】

### 3. 応募方法

応募用紙をURCのWEBサイト <https://urc.or.jp/> からダウンロードしてください。

下記の①から⑧の項目を記入し、[shimin@urc.or.jp](mailto:shimin@urc.or.jp) 宛に送付してください。

①氏名(フリガナ) ※グループ応募の場合は、それと分かるように入力してください。

②年齢

③自宅住所

④電話番号(昼間連絡可能なところ)

⑤勤務先(または通学先)名

⑥勤務先(または通学先)住所

⑦まちづくりに関する活動等の経験があれば簡単に記入してください。

⑧今回の応募の動機、及び研究テーマに関する自分自身の考え方や所感を、400字以上800字以内の文章にしてください。

※可否に関わらず、提出書類は返却いたしません。また、提出書類記載の個人情報適切に管理し、市民まちづくり研究部員の選考とその後の活動に関する事務以外には使用いたしません。

### 4. 面接選考

令和7年6月上旬(面接日時は後日連絡します。)

### 5. 決定等

1)書類選考、面接選考のうえ決定し、その結果を応募者全員に通知します。

2)決定後は、研究所が「市民まちづくり研究部員」として委嘱します。

## V. 研究活動の内容等

1)予めメンバーの協議により合意した活動方針に基づき、グループ研究を行っていただきます。

2)期間は、令和7年7月から令和8年2月までの約8ヵ月間とし、期間中は、研究所のミーティングスペースや資料室が利用できます。

3)原則として、研究活動費、定例会参加等にかかる交通費は支給しません。

4)月に1回程度の定例会は原則全員参加の研究活動ですが、その他に、準備作業、資料収集や現地調査等を行っていただきます。

5)外部機関と接触する場合は、事前に研究所と協議していただきます。

## VI. 研究成果

1)研究の成果として、レポート(A4サイズ・5頁程度)作成及び投影(パワーポイント)による研究成果発表会の場として、令和7年度の市民との交流型セミナー「ナレッジコミュニティ」を予定しています。

2)研究成果物については、研究所、市民まちづくり研究部員双方に帰属するものとし、研究所以外における公表については、研究所の承諾を得てください。

お問い合わせ先



公益財団法人 福岡アジア都市研究所 URC

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号 博多区役所10階

TEL: 092-710-6431 FAX: 092-710-6433

Mail: [shimin@urc.or.jp](mailto:shimin@urc.or.jp) URL: <https://urc.or.jp/>